

上海に於ける輸出子口半税制度規制の挫折 —崇明島棉花買付体制の背後にある中英経済秩序理念—

本野英一

アロー戦争から光緒新政期迄、香港と並んでイギリスの影響力が最も大きかった華中沿岸部では輸出貿易に支えられた都市経済の発展が見られた。この時期の当該地域の繁栄と社会秩序の維持を支えていたのは、清朝地方政府の支援を受けた有力同郷同業団体であった。彼等はその活動地域で最も利益をもたらす経済活動の独占を地方官僚に承認して貰う見返りに内地諸税・釐金の徵集を請け負うことで地域社会の秩序と繁栄を維持していたのである。のみならず、在華外国商社とその中国人代理人による国内市場支配の試みを挫いたことは 1970 年代以来、数多くの研究が一致して指摘している通りである。

しかし、在華イギリス商社、外交官はこうした清朝地方政府と有力同郷同業団体主導の支配体制を素直に受け入れた訳ではなかった。彼等は事ある毎に「不平等条約」の様々な条文規定を根拠に、自分達の価値観、行動様式を清朝政府官僚に認めさせようと挑戦した。両者が最も尖鋭化した対立点は輸出入貿易をめぐる税制のあり方であった。実にこれこそは、清末を通じて中国とイギリスが互いの社会を成立させている価値観の優先権をめぐってもっとも激しいしばしば迫り合いを演じた問題である。

「五港開港」以降の中国の税制をめぐる研究は少なくない^①。しかし、輸出入関税、内地諸税、釐金、子口半税を同一次元でとり上げ、これらの根底に旧中国社会特有の社会秩序原理が貫徹していたことを最初に指摘したのは、岡本隆司氏の大作『近代中国と海關』（名古屋大学出版会、1999 年）である。本書で岡本氏は、清朝独自の税制の仕組みを「取引=徵税」という等式に結晶化させた。しかし、本書の主たる考察対象はその表題が示す通り海關が徵集する関税制度であり、子口半税その他の考察については筆者に全てを委ねることを記して独自の考察を止めている^②。しかも、上記の等式が中心的役割を果たしていることからも明らかな通り、岡本氏の考察は主として中国社会の価値観に集中しており、中国側がイギリス社会の価値観をどのように把握認識し、そこに如何なる弊害を認めていたのかについての考察は十分ではない。

本稿はかかる研究史認識を踏まえ、1870 年代に上海イギリス領事館と上海道台が行った内地諸税、釐金、そして子口半税制度の調和的運営をめざす制度確立の試みを取り上げる。これは同じ時期に全国各地で繰り広げられた同趣旨の論争の一つであり、前著に於いて取り上げた上海と鎮江での子口半税制度をめぐる外交交渉と表裏一体の関係をなすものである^③。この交

渉に関する史料は目下の所、イギリス外務省領事報告(FO 228)に含まれた英文、漢文の外交文書以外にはない⁴⁾。この記録の分析を通してイギリスと清朝中国の価値観共存体制がなぜ失敗に終わったのか、そしてこの交渉の真の主役は誰であったのかを追求しながら、洋務運動時期華中沿岸部の「都市と平和」のせい弱な基盤の一端に迫り、本号が特集する主題への回答としたい。

一 時代背景

広東貿易時代以来中国での「自由貿易」を一貫して要求していたイギリス商人、外交官にとって、商品取引によって得られた取引経費と利潤の総和である所得の確保こそ最も重要な問題であった。さればこそこの原則をないがしろにする清朝地方官に向かってあるイギリス外交官は次のように主張していた。「自由貿易」とは、「最安値で買い入れた商品をそれが最も不足している市場で売ることにより、供給過剰と需要超過に悩む地域もしくは国家双方が共に大きな利益を得ること」⁵⁾を追求することであると。こうした考えを前提としていた以上、彼等が中国での輸出入貿易によって得た所得こそ課税対象だと思い込むのは当然であった。彼等にとって、海関での関税徴集に加えて地方政府が輸出入取引を独占する有力同郷同業団体に内地諸税、釐金を徴集させる中国の税制は、取引利潤を損なう不合理な制度でしかなかった。

一方、清朝地方官僚もイギリス人の価値観が理解出来なかつた。明代以来、有力同郷同業団体の構成員のみから税を徴集する体制に慣れ親しんだ彼等にとって課税対象とは、特定地域で利益をもたらす経済活動を独占する権利以外の何ものでもなかつた。海關が輸出入貿易取引を行う権利に關税を課したのと同様に、自分達が中国商人に所有権が移行した輸入商品、もしくはまだ外国商人に所有権が移行していない輸出商品を売る権利に内地諸税、釐金を課すのは当然だつた。彼等はイギリス人がなぜこれに文句をつけるのかわからなかつた。

課税対象をめぐる両者の対立を緩和する措置として考案されたのが、中英天津条約第28条及びその付属關稅規則第7条によって定められた子口半税制度である⁶⁾。清朝政府官僚より見た場合、子口半税は海外市場への輸出用に内地で買い付けられた中国産品を条約港に搬送する権利、もしくはアヘンを除く輸入商品を販売目的で条約港から内地に搬送する権利を課税対象としていた。しかもこの税は1858年時点の価格体系を基準とする従価5%の半分（それゆえ「子口半税」と称された）という破格の低率を設定されており、イギリス人を筆頭とする外国商人のみに供与された特權の筈であった。従って子口半税制度はあくまで外国商人のみに与えられた特權である以上、彼等にこれを文字通りに遵守させねばならなかつた。ましてや中国人が子口半税の適用許可証を「悪用」することなどもっての外であつた。

だが、中国人による子口半税特權の「悪用」は、清朝政府官僚の予想を遥かに上回る規模で進展した。1867年から1870年代初頭にかけて長江下流地域一帯では、内地諸税と釐金負担を逃れる目的で外国人を雇つて子口半税特權を利用する中国人が続出した。その理由を鎮江の例で説明すると、輸出子口半税の適用を受けた中国産品の売却利益が、内地諸税や釐金を正直

に納めた時よりも 20 % 上回っていたからである。子口半税特権を利用出来た中国人は、輸出子口半税特権の適用を受けた产品を一度香港に「输出」し、然る後これを「输入」して内地で売り捌くような手間のかかることも行った。この方法だと輸出入関税、輸出入子口半税を各々納入しなければならなかったが、それでも内地諸税や釐金を正直に納めるより多くの利益が見込まれたという⁹⁾。中国商人による子口半税特権の「悪用」は、江蘇省とその隣接地域との交易ルートのあり方を大きく変容させた。その結果、それまでさしたる重要性のなかった鎮江を上海と並ぶ中継貿易の拠点として急成長させることになった¹⁰⁾。

清朝政府当局はこうした事態の進行を傍観していなかった。恭親王と総理衙門は 1872 年 3 月、輸入子口半税特権の「悪用」を防止する章程の作成に成功し、イギリス公使館に対し各地のイギリス商人にその遵守を命じるよう要求した。しかし、輸出子口半税特権の「悪用」を防止する章程の作成には成功しなかった。その結果、輸出子口半税特権の「悪用」防止は各地の道台の裁量に任されることになった。本稿で取り上げる崇明島での棉花買付をめぐる輸出子口半税特権は、こうした文脈を背景に上海イギリス領事館と歴代上海道台が試みた互いの経済活動原理の共存体制設立の試みである。

二 子口半税特権をめぐる紛争

1. Morris Lewis & Co. [馬立師洋行] 事件

中国人による輸出子口半税特権の「悪用」防止に最も熱心だった地方官の一人に上海道台涂宗瀛がいる。彼は前著で取り上げた「何明然事件」¹⁰⁾以外にも本稿で扱う二件の外交紛争を手掛けている。一連の紛争と交渉は、1871 年 8 月 3 日にイギリス商社 Morris Lewis & Co. (以下「馬立師洋行」と略記) が輸入子口半税单 (以下「運單」と略) の適用を受けた鉄条 600 条を雇い入れた中国船舶に積載し、上海から浙江省の台州に搬送しようとしたところ、呉淞で 4 日間抑留された後、上海に引き返すことを命じられたことに端を発する¹¹⁾。

条約に基づく手続きを済ませていながら、このような扱いを受けたことへの抗議に対し涂宗瀛道台は次の様に説明した。運單の適用を受けた輸入商品を「内地 (*neidi, interior*)」に搬送する時は国内河川を遡行するべきであって、呉淞から海路に出てはならない。なぜなら運單の適用を受けた商品が海路から「内地」に入ることを許した条約規定は存在しないからだと¹²⁾。

これはイギリス側にとって到底受け入れられない内容であった。なぜなら上海から台州に達するのは海路以外不可能だったからである。この回答に対してダヴェンポート代理副領事は次の様に反論した。馬立師洋行が運單の発給を申請した時、商品の送付先を必ず申告していた筈である。同社の商品搬送ルートに反対だったならばこの段階で運單の発給を拒否すべきであった。運單の適用を受けた外国商品を海路経由で運送することを禁じた条約規定は存在しない。イギリス人が従来この方法をとらなかった理由は浙江省沿岸海域が悪名高い海賊地帯だったからにすぎない。運單の適用を受けた外国商品があまねく「天下」、すなわち中

華帝国の領土を通行できることは中英南京条約第 10 条で規定されている。台州は明らかに中華帝国の領土であり、ここに利用可能な唯一のルート、すなわち海路を通って外国商品を運ぶことは許されるはずだ。また、条約規定中の「内地」は「通商各口」との対概念として使われており、これは明らかに「外国貿易船に開かれていない港」の意味である。諸条約には、沿海各所は内地に存在せずといった規定は存在しない。

条約規定に盛り込まれた語句の解釈をめぐる対立が起こった場合は、中英天津条約第 50 条の規定に従って英文テキストを正文とすることになっている。その英文テキストでは「内地」を “interior” すなわち中国の領土内の地域（「各處之界内」）と定義している。「通商各口」と「内地」の境界は高山大海といった天然の境ではなく、外国の貿易船に開かれていないという意味に過ぎないが、そこに中国の船舶が外国商品を積載して出向いてはならないと明言した条約規定もない¹³⁾。L宗瀛が言うように、運單の適用を受けた外国商品が再び海路に出てから内地に赴くことを認めた条文は確かに存在しない。それも当然で、中国全土に及ぶ貿易を許可する原則である条文の起草者にとって、この上なく簡便でしかもあらゆるルートの中で最も支障の少ないルート、すなわち海路を通行することはあまりにも自明なので、わざわざその認可を盛り込むことなどおよそ奇異なことであったからだと¹⁴⁾。この反論をつきつけられたL宗瀛は南洋通商大臣（曾国藩）に問題を預けることによって責任回避を図った¹⁵⁾。

しかしその後もL宗瀛は、馬立師洋行の通商活動への監視と規制を怠らなかった。1871 年 11 月、同社が上海から江蘇省の通州へ釣 200 束を搬送しようとして運單の発給を申請した時、彼は「内地河川を通行すべし」との条項を加筆して発給したからである。台州同様通州も呉淞経由の海路を通じてしか到達できないため、同社は再び上海イギリス領事館を介してこの規制の撤回を要求した¹⁶⁾。この時上海イギリス領事館は初めて上海道台が前年の 5 月以来発給された運單に朱筆で「商品を内地に運搬しようとする外国商人は内地水系を内地船舶によって通行しなくてはならない。海路をジャンクで運ぶことや海に出ることを禁じる。この規条に違反した時は、商品の搬送は差し止められて没収され、船長は罰せられる」と加筆していたことを察知した。この禁止条項は 1871 年 10 月に上海道台から各国領事に配付されたばかりの 5 箇条からなる章程の第 2 条であった¹⁷⁾。

同じ商社に対する重ねての規制、それも北京での同意なしに作成された章程を根拠にしていたため、ダヴェンポートは再度抗議を行った。この時彼が問題にしたのは「内地河川」の語義であった。明らかに「外海」と対になったこの用語は中国国内の全ての河川と運河を意味しており、長江と黃浦江の合流地点である呉淞から通州に至る河川は長江の岸によってジグザグに横切られており、これが「内地河川」であるのは明白だったからである¹⁸⁾。この抗議はその後総理衙門に持ち込まれ¹⁹⁾、当時南洋大臣だった曾国藩と総理衙門との協議の結果、次のような回答が出された。

条約では外国商品は運單の保護下に「内地」に運んでよいと明記されている。「内地」という二字は海關を通過した後内陸に進むことを意味しているにすぎない。もし子口半税が海

関で徵集され、運单が発給されたならば当該商人はその商品を規定のルートに沿って「内地」の目的地に送らねばならず、彼にそうする権利のない周辺ルートを通ってはならない。目下の事例の場合、商品は通州に送られることになっており、これが「内地」に相当する。この商品は規定のルートを通って運び出されるべきだったのである、呉淞経由で運び込まれるとなると、それはある港から他の港への再輸出と看做され、内地への運搬と解釈できない。通州は条約港ではないから、外国人はそこに赴いて輸出入取引を行うことは許されないと²⁰⁾。この強気の回答に加えて総理衙門は、上海道台涂宗瀛が作成した運单に関する章程を上海だけでなく、鎮江にも適用するように指示を出した²¹⁾。そしてこの後数年間は、子口半税制度をめぐる対立は上海イギリス領事館の報告書ファイルの中から姿を消してしまうのである。

2. Turner & Co. [華記洋行] 事件

子口半税特權の適用を受けた商品の搬送をめぐる上海道台とイギリス領事館の対立は1876年末に再燃した。Turner & Co. [以下「華記洋行」と略] が崇明島産棉花の買い付け用に輸出子口半税单（以下「三聯单」と略）を上海道台に申請して拒否されたことが発端だった。この時は馬立師洋行事件とは反対に、三聯单の適用を受けた棉花を「内地」から呉淞経由で上海に搬送することの当否が問題となつた。馮峻光道台は曾国藩の見解を踏まえ、運单の適用を受けて「内地」に運ばれる予定の外国商品が呉淞からの再輸出を許されないと同様に、「内地」から運び出された後呉淞経由で上海に再輸入される中国産品に三聯单適用は許されないとその理由を説明した²²⁾。

だがメドハースト領事は、このような理由で三聯单の発給拒否を正当化出来る如何なる条約項目も存在しないし、逆に条約は三聯单の適用を受けて产品を「内地」から条約港に搬出することを外国商人に許している。この事件の勃発直前に調印された芝罘協定第III部第4節でも「内地とは沿海、河岸も外国貿易に開かれていない内陸地域同様に含める」と規定されていることを根拠に拒否の撤回を主張した²³⁾。

上海道台側は5ヶ月以上回答出来なかつた²⁴⁾。それも、長江河口に出来た中州であるのに、崇明島は海中の島であつて条約港ではないし、さりとて「内地」と解釈することもできない。よつて外国商人が子口半税单を携えてそのような場所に出かけることは許されないと張る、イギリス側としては理解に苦しむ内容であった。そのため、この一件は総理衙門と北京駐在フレイザー公使の協議に持ち込まれることになつた²⁵⁾。

この事件に対して恭親王が示した見解²⁶⁾は、子口半税制度に対する中国側の理解を如実に示すものである。すなわち、三聯单の適用を受けた後「内地」で产品を買い付けた外国商人は条約港に戻り、買い付けた商品を輸出する前に条約港に最も近い釐市もしくは局市を通過して子口半税を納めなければならない。この手続きを行つてはじめて中国産品は船積みと輸出が適うし、これこそ天津条約第28条²⁷⁾に沿つた行為である。崇明島は呉淞河の入口の外に位置付けられておらず、外国商人がどこで關稅を支払うべきかを定義した条約規定も存在

していない。関税逃れと外国行船舶への直接船積みを防止するためいかなる手段を講ずるべきかも規定されていない。問題の華記洋行は自己名義の三聯單の発給を数多く受けながら、それに応じた分量の商品を上海に搬入しておらず関税を納めてもいい。この三聯單は中国人による内地諸税、釐金逃れに「悪用」された疑いがあると²⁸⁾。さらに恭親王は芝罘協定第III部第4節の最後の一節²⁹⁾を根拠に、外国人にしか与えられない筈の子口半税特権を「悪用」する中国人的取締措置の実現こそが最優先課題であり、これが実現しない限り子口半税特権の適用を受けたイギリス商人の「自由貿易」は許可出来ない。この措置の実現にイギリス側が協力することが問題解決の第一条件である。

フレイザー公使は、芝罘協定第III部第4節にある「内地」定義は本来「自由貿易」に規制を加えることに終止符を打つためであるとして、恭親王の見解に異議を唱えた³⁰⁾。だが中国人による子口半税特権の「悪用」防止はイギリス商人の「自由貿易」に優先するという恭親王の強硬な態度を突き崩すことはできなかった³¹⁾。彼は結局、上海領事館に対してイギリス商人による崇明島での棉花買付に協力する中国人の子口半税特権「悪用」を防止する制度を上海道台と協議して作成するよう指揮せざるを得なかった³²⁾。

三 崇明島棉花買付け規制章程作成交渉

1 劉道台の章程原案³³⁾

中国人による子口半税制度「悪用」の防止を目的とする章程作成は、ガードナー副領事と新任の上海道台劉秉成との交渉から始まった。章程作成の主導権を握っていたのは一貫して劉秉成の側であった。彼は、崇明島の棉花生産高は住民の消費需要を満たすだけで精一杯なのに、外国商人による輸出取引に協力するふりをした中国人が三聯單を携えて棉花を買付け、これを他所の土地に売り捌いて内地諸税、釐金、輸出関税逃れを行って「巨額の利益」を得ようと企んでいると再度強調した³⁴⁾。劉道台の原案には各々趣旨説明が付けられている。章程の大意と説明の趣旨は次の通りである。

第1条：外国商人は、[中国商人が経営する棉花行のある] 施翹河、新開河、當沙頭でのみ三聯單の適用を受けた棉花の買付けを許可し、棉花〔を売却する権利〕に課せられた落地損（釐金）は売り手から徴集する。説明：崇明島には無数の中国船舶が往来するため、三聯單の適用を受けた外国商人とその中国人代理人を見分けるため。

第2条：買付けが完了次第、[知] 県に報告すること。知県は江海関に通告し、商品は12ヶ月以内に輸出されること。説明：知県は、提出された三聯單の記載と買付けられた積み荷の内容が一致することを確かめた後、三聯單に粘单を貼り付け、控えの一片を保管し、二通目を江海関に送り、三通目は外国商人が自ら携行し、沿路の常關や釐本で提示する。商品が江海關到着後、子口半税納入に際して三通目の三聯單は回収する。海關では台帳に商品の到着日時、保管先の保税倉庫を記入し、確認の為海關職員一名を派遣する。商品が上海到着日時から一年以内に輸出されない場合

は天津条約第28条付属関税規則第7条に沿った措置がとられる。

第3条：[崇明県] 衙門は委員一名を全ての〔上海行の〕ジャンクに搭乗させ、その費用は海關が支払う。委員が搭乗しないジャンクは三聯單適用を受けた商品を積載して崇明島を離れてはならない。違反した〔外國商人〕は、内地税（transit duty）の20倍の罰金を徴集され、三聯單の申請資格を失う。説明：崇明島を離れたジャンクは必ずしも上海に行くとは限らない。どこか他所の場所で棉花を売却しないとも限らないのを防止するため。

第4条：棉花は一定条件付きの「一時的な」許可が与えられて買付が認められているに過ぎない。三聯單は陰曆7～12月に発給され翌年4月には無効となる。中国人にこれを売却した外國商人は内地税の4倍相当の罰金が課せられる。説明：外國商人が崇明島で買付を許可されたのは棉花のみであって、それ以外の商品を買い付けることは許されていない。これを周知徹底させるため。

第5条：三聯單一通の適用範囲は100担^{ビクル}までとする。1担^{ビクル} = 1 catties [1 catty = 604.8g]。三聯單一通の対象となった貨物は一隻のジャンクに積まなければならず、数隻に分散させてはならない。棉花とこれに適用した三聯單を分離してはならない。もし買い付けた棉花の分量が三聯單一通の適用限度量 [= 100担^{ビクル}] に満たない場合は、知県に買い付けた分量を申告しなくてはならない。知県はこれを検査確認の後、江海關に報告する。逆に100担^{ビクル}を超過した文は別な三聯單の適用を受けなくてはならない。説明：棉花と、その買付に適用した三聯單を分離売却させないための措置。

第6条：三聯單は全損釐局で提示せよ。三聯單の適用を受けていない商品からは全て内地税と釐金が徴集される。三聯單の適用を受けた商品と受けていない商品を同時に積載したジャンクが摘発された場合、その積み荷は全て没収される。説明：外國商人が買い付けた商品の中に中国商人が自己の所有物を混入させることを防止するための措置。

章程原案の要は第1条、第3条と第4条である。輸出子口半税の課税対象が外國人による「内地」（この場合は崇明島）の特定產品（この場合は棉花）を輸出目的で買い付ける権利であるというという中国側の理念を明らかに反映している。そして外國商人がこの体制から逸脱しないように考案された措置が第2条、第5条と第6条である。しかし、この章程は外國商人が中国で如何なる商品を誰とでも取り引き出来るという「自由貿易」の原則とは水炭相容れないものであることは、第1条が明白に示している通りである。それ故イギリス領事館は強硬な反論を行った。

2 ダヴェンポート領事の修正案³⁵⁾

上海イギリス領事館を代表して章程原案を検討したのはダヴェンポート領事であった。彼は章程原案の根底にある清朝地方官僚の価値観が理解出来なかった。崇明島は「内地」であ

るか否かをめぐる条約解釈以外に彼が提起した批判は二つあった。一つは、崇明島では住民の需要を満たす程度の棉花しか産出出来ないならば、そこで貿易を細かく規制する章程など無用であろうという中国側の主張の矛盾を突いたものである。もう一つは、事件の発端となった華記洋行には買い付けた棉花を輸出する意思があることを確認済みであり、中国側が三聯單發給を拒否するのは、イギリス商人に与えられた子口半税特権を不当に侵害するものであるという反論である。そして中国人と結託するイギリス人がいるというなら氏名リストを作成して見せるように要求した。

こうした抗議と主張に続いてダヴェンポートは、「自由貿易」の理念に基づいて章程原案に対して以下のような批判と修正案を提示した。彼が原則同意したのは原案第5条のみであった。取引場所と相手を限定する第1条はもとより、本来ならば三聯單を「悪用」する中国人を直接処罰すべきところを逆にイギリス商人の行動を監視規制するのはおかしいという理由で第3、4、6条にも異議を唱えた。また、海關は商品の上海への到着日時を記録しているから第2条の規定も必要であるというのが彼の意見であった。そこで彼はこうした批判を前提に大略次の様な修正案を提示した³⁶⁾。

修正案第1条：崇明島及び沿海地方での產品買い付けの為の三聯單發給はイギリス領事が信頼出来るイギリス人の代理として申請し、買い付けた商品は申請者の財産としてのみ上海へ運ぶという条件で使用される。違反者は指定の罰金を支払う。

修正案第2条：三聯單の發給を受けたイギリス人が申請した量の產品買付を終了した時点で中国人代理人は地方官（崇明島の場合は知県、沿海地の場合はこれに最も近い關下）にその旨報告し、検査用に三聯單を提出する。三聯單の記載内容と商品を検査した地方官は前者に捺印し、一片は手許に保管し、他の一片は江海關に送り、残りはイギリス商人の携帶用に残し、内地諸税・釐金免除用にする。

修正案第3条：三聯單1通の適用限度は棉花 100 担以内とし、買い付けた分量を三聯單に記入する。…釐下での検査の後、適當と判断された場合、下員は派差一名を上海行きの船に乗せて海關迄同行させることができる。…

修正案第4条：三聯單は発行日から一年を経過すると効力を失う。未使用分は領事を介して道台に返却され処分される。三聯單を中国人に売ったことで有罪が証明されたイギリス人には違反回数毎に 500 両以内の罰金を支払うものとし、その金額は領事が決定する。…

修正案第5条：中国產品は外国に輸出される場合、[買い付けから] 一年以内に輸出関税を納入し、もしそうしなかった場合、輸出関税の 2.5 倍の罰金を支払うことでの輸出責任から免除されるものとする。

修正案第6条：買い付けられた產品が上海に持ち込まれず、あるいは申告した分量が実際の

それと食い違っていたり、未使用の三聯單を返却しなかったり、没収にも効果がないと判明した場合にはイギリス領事の指示により、三聯單一通につき 500 両以内の罰金が課せられる。そしてイギリス商人は三聯單発給申請資格を失う。但し、中国人代理人が雇い主の知らぬ所で行っていた場合は、前者のみが中国側法廷で処罰され、後者はその咎を免れるものとする。

3 劉道台による修正案批判と交渉決裂

ダヴェンポート領事の修正案に対する劉秉成の論評が寄せられたのは、提案から 2 カ月近くが経過した 1877 年 10 月中旬のことである。この回答の主旨は、イギリス側修正案では危惧される中国人による三聯單の「悪用」を防止出来ないと述べ、付属文書で修正案に対する再反論を展開した⁴⁷⁾。

まず修正案第 1 条に対しては、周りを海で囲まれた崇明島はあらゆる方向からの交通が可能であり、しかも島民は荒々しく、県衙門から遠く離れた場所で外国商人が島民と交易を行って不測の事態が起こるのを恐れる。崇明島には小港が散在し、牙行の存在しない所で外国人に貿易を許せば土地に不案内なことから多大な困難にぶつかるであろう。そこで指定した地域でのみ交易を許したのであり、その方が検査、上海への商品輸送に便利であるとして改めてこの規条の必要性を強調した。次に修正案第 3 条と第 5 条に対しては、釐本には上海行きのジャンクに搭乗して検査を見届けるに十分な余剰職員はおらず、従って三聯單の記載内容との業務は崇明県衙門に帰せざるを得ないとして修正案に反対した。

それにもまして劉秉成が異議を唱えたのは、修正案第 4 条から第 6 条に提示された違反者に課される罰金の額の低さであった。そもそも崇明島は痩せた土壌の島で貧しい住民のための棉花、土布、食糧を産出するのみである。食糧、土布の自給ですら十分ではなく、棉花の輸出量もさしたるものではない。従って崇明島で生産される食糧や土布の買い付けに三聯單を発給すれば、住民の生活を脅かしかねない。棉花の年輸出量とて大した量ではない。外国商人がそのようなものの買い付けに熱心になる筈はなく、内地税・釐金逃れを目的とした中國人が三聯單入手目的で外国商人を隠れ蓑にしてこうした申請をしているのみである。それでも中英の友好関係維持を考慮して棉花に限り三聯單の発給を許可したのである。崇明島は江蘇省に属しており、本来ならば三聯單の有効期限も 1861 年の子口半税規則に照らして 3 カ月の所を 12 カ月にしているのも特別の好意である。この好意を「悪用」しようとする輩に対しては厳しい罰則が適用されて然るべきである。しかるに、修正案第 4 条では 500 両以下の罰金しか提案されていない。三聯單一通は棉花 100 担^{ピカル}までを対象としているが、これに要する費用は棉花 1 担^{ピカル}=10 両とすれば 1,000 両になるのであり、この程度の罰金は軽すぎる。原案に示した通り、中国商人に三聯單を売却した外国商人からは内地税の 4 倍に相当する罰金徵集が妥当である。

次に、崇明島から上海に搬送された原棉が一年を経過しても輸出されないという事態はお

よそ考えられない。こうした場合、総理衙門の指示³⁸⁾では、輸出されなかつた商品の購入者から子口半税とその4倍に相当する内地税・釐金が徴集されることになっている。それとてても実際に徴集されている内地税と釐金の合計額には程遠い。本来ならば輸出されなかつた商品全てを没収するのがふさわしいが、実際はその半分に相当する内容の金額の徴集で妥協しているのである。修正案第5条に提案された輸出関税の2.5倍の罰金など少なすぎて問題外である。

商品が全て不法売却されてしまった場合は、商品の代価全てを罰金として没収すべきである。天津条約により輸出関税は商品の従価5%なのであるから、その20倍こそが妥当な罰金である。また、三聯單の記載分よりも実際の検査で判明した棉花の重量が少なかつたり多かつたりした場合は、不法密売や脱税目的と判断し三聯單に記載された商品全てが没収対象になる。修正案第6条に提案された500両以下の罰金には同意出来ない。特に外国商人に雇われた中国商人の姓名、籍貫は三聯單発給申請に際して中国側に申告されたことがなく、そのため彼等が不法行為を犯しても罰則を適用できない。外国商人も中国人代理人に不利な証拠を出したがらず、両者が結託した場合摘発は一層困難になる。こうした場合に備えて罰金は外国商人から徴集すれば、彼等は雇い入れた中国人代理人を中国の法廷に連れて行き、そこで彼から負債を取り立てことになるであろうと³⁹⁾。

劉秉成の回答を受け取ったダヴェンポートは、これ以上の議論は最早無用と判断した⁴⁰⁾。劉秉成に対しても、崇明島が「内地」であるか否か再度北京に判断を仰ぐとのみ回答して事実上交渉の打ち切りを通告した⁴¹⁾。そしてそれは、上海に於いて子口半税制度をめぐるイギリスと中国の対立する見解の調和が失敗に終わったことを意味した。

結びにかえて

崇明島の棉花買い付けをめぐる章程作成交渉を決裂させた直接の責任はイギリス外交官の側であった。自分達の世界戦略理念であった「自由貿易」の普遍性を信じて疑わなかった彼等の眼には、中国側の主張は不合理で不可解なものとしか映らなかった。清朝地方官の主張の背後には中国社会独特の構造原理が貫徹していたのだということに、この段階のイギリス外交官は思い到らなかったのである。

本稿で扱った一連の紛争とその解決策を模索して失敗に終わった交渉の真の主役は誰であろうか。私見によれば、それは上海イギリス領事館に苦情を持ち込んだイギリス商人でもなければ、紛争と交渉の記録を今日に残したイギリス外交官や清朝地方官僚でもない、子口半税制度を「悪用」する中国人であった。具体的に言うならば、華記洋行の崇明島での棉花買い付け活動に携わっているとされた中国人代理人こそ、この一連の紛争を影で規定していた主役だったのである。それが誰であったかは今の所知る由もない。ましてこの人物が、清朝地方官の言い立てていたように、雇い主の崇明島での棉花買い付けを隠れ蓑に三聯單を「悪用」して「莫大な利益」を得ていたか否かも目下の所検証不可能である。

だが清朝地方官僚側の主張があながち嘘ではなかったことは、イギリス領事館自体が鎮江で行った調査報告書に照らして明らかであろう。さればこそ清朝地方官は、崇明島棉花買い付けをめぐる章程作成交渉以外でも各地で中国人による子口半税特權の「悪用」を防止する章程を作成していたのである。その極め付けは、鎮江道台沈敦蘭が作成した 10 篇条からなる鎮江章程であった。しかしその承認をめぐる交渉は、外国人が上海租界内部に敷設した工場の原料となる中国産品を三聯單の適用を受けて買い付けることの是非をめぐって紛糾し、最後の土壇場になって決裂した⁴²⁾。

この交渉決裂直後に上海租界で操業を開始した英米商社が經營する三つの機械製糸工場の原料繭買い付けに協力する中国人買辦、地主グループこそは、清朝地方官が恐れた三聯單を「悪用」する中国人グループの誕生であった。清朝地方官は彼等を弾圧することが出来なかつた。なぜなら彼等の中には時の最高実力者だった李鴻章の秘書にして洋務派官僚きっての理論家の人一人だった薛福成の息子、薛南溟が含まれていたからである。このグループの活動を封じ込めるために清朝政府官僚が打ち出したのが、研究史上に名高い外国人工場敷設經營権をめぐる論争だった。そして薛福成の政治的圧力によってこの三つの機械製糸工場の存続が許され、それに伴つてこれに協力する買辦、地主グループの活動も許されるようになったことが清朝地方政府と有力同郷同業団体による社会経済秩序維持機構の崩壊につながったことは既明らかにした通りである⁴³⁾。

清朝政府官僚がこうした事態を防ぎ得なかつた遠因はイギリス外交官との交渉妥結に失敗し、1870 年代に試みられた中国人による子口半税制度「悪用」を防止する章程を制定できなかつたからである。「自由貿易」を至高の原理とするイギリス商人、外交官は本稿に明らかにしたような経緯からそれと気付かずに旧中国社会の崩壊を必然化させたのである。

注

- 1) J. K. Fairbank, *Trade and Diplomacy on the China Coast : The Opening of the Treaty Ports, 1842-1854*, (Harvard University Press, 1953) pp. 299-301; Britten Dean, *China and Great Britain : The Diplomacy of Commercial Relations, 1860-1864* (Harvard University Press, 1974), p. 42 ; Susan Mann, *Local Merchants and the Chinese Bureaucracy 1750-1950* (Stanford University Press, 1987) ; 羅玉東『中国釐金史』(商務印書館、1936 年、影印版、台湾学海出版社、1970 年)；何烈『釐金制度新探』(台湾商務印書館、1972 年)；聶寶璋『中国買辦資產階級の発生』(中国社会科学出版社、1979 年)、134-145 頁；汪敬虞『唐廷枢研究』(中国社会科学出版社、1983 年)、59-67 頁；波多野善大『中国近代工業史の研究』(同朋社、1961 年)、301-303 頁；濱下武志『中国近代経済史研究：清末海關財政と開港場市場圈』(汲古書院、1989 年)、346-420 頁；佐々波智子「19 世紀末、中国に於ける開港場、内地市場間関係—漢口を事例として—」(『社会経済史学』57-5、1991 年 12 月)
- 2) 岡本隆司『近代中国と海關』(名古屋大学出版会、1999 年)、478-479 頁註 (21) 参照。
- 3) 拙著 *Conflict and Cooperation in Sino-British Business, 1860-1911 : The Impact of the Pro-British Commercial Network in Shanghai* (Macmillan / St. Antony's series, 2000), pp. 35-54. 猶、この時期に上海、鎮江以

外で子口半税制度の運営制度をめぐる交渉が行われたのは蕪湖、北海、海口、瓊州、広東である（前掲拙著、p. 48、p. 129 参照）。

- 4) 本稿に於ける女王が版権を有する未公刊文書 (Unpublished Crown Copyrighted Materials) からの引用に当たっては、この文書の現物を保管するイギリス国立公文書館 (Public Record Office) の規定に従って the Controller of Her Majesty's Stationery Office の許可を得ていていることを明記する。
- 5) FO228/514 Enclosure No. 5 in Mr. Davenport's No. 4 of 3 February 1872, 12 January 1872; FO228/945 Despatch No. 6 of 1872.
- 6) 前掲拙著、pp. 35-40.
- 7) FO228/514 Memo. on the Transit Pass System at Chinkeang [Zhenjiang] in C. Alabaster to T. F. Wade, No. 68, 19 November 1872; ibid., Enclosure 2 in 68 of 19 November 1872.
- 8) FO228/514 Enclosures 1 and 2 in 68 of 19 November 1872. 濱下前掲書、372-388 頁。
- 9) FO228/942 The Prince of Kung and the Ministers [to the British Ministers] with no number, 23 March 1872.
- 10) 前掲拙著、pp. 40-1.
- 11) FO228/504 Inclosures 1 & 2 in Mr. Davenport's No. 62 of 17th October 1871, Aug. 1 & 2, 1871; FO228/945 Shanghai Chinese No. 16 of 1871.
- 12) FO228/504 Inclosures 3 & 5 in Mr. Davenport's No. 62 of 17th October 1871, Aug. 3 & 30, 1871; FO228/945 No. 219.
- 13) FO228/504 Inclosure No. 4 in Mr. Davenport's No. 62 of 17th Oct. 1871, Aug. 19, 1871; FO228/945 Shanghai Chinese No. 19, Aug. 19, 1871.
- 14) FO228/504 Inclosure No. 6 in Mr. Davenport's No. 62 of 17th Oct. 1871, Sept. 6, 1871; FO228/945 Shanghai Chinese No. 20, Sept. 6, 1871.
- 15) FO228/504 Inclosure No. 7 in Mr. Davenport's No. 62 of 17th Oct. 1871, Sept. 19, 1871; FO228/945 No. 231.
- 16) FO228/504 Enclosure 6 in Mr. Davenport's 67 of 23 Dec. 1871, Nov. 15, 1871.
- 17) FO228/504 Enclosure 7 in Mr. Davenport's 67 of 23 Dec. 1871, Nov. 30, 1871. 章程の英語はこれ以外のFO228/504 Enclosure [5] in Mr. Davenport's No. [67] of [23] 1871に収められている。因にこれ以外の章程の内容は、I 連単の発給申請手続き、III 連単の申請を行う外国商人が自己名義を他人に貸し与えることの禁止、IV 内地と条約港の往復に当たっては必ず釐卍毎に連単と関係書類を提示し、未申告の商品を積載していないことの検査を受ける義務、V 目的地到着後、発給を受けた運單を釐卍もしくは地方官に提出する義務が定められている。猶、この章程の原文はどういう訳か、この番号の文書に同封されていた英文文書の原文を収録している筈の FO228/945 の中にも含まれていない。
- 18) FO228/504 Inclosure No. 1 in Mr. Acting Consul Davenport's No. 67 of 23 December 1871, Dec. 6, 1871; FO228/945 Inclosure No. 2 in Mr. Acting Consul Davenport's No. 67 of 23 December 1871, Dec. 6, 1871.
- 19) FO228/504 Inclosure No. 3 in Mr. Acting Consul Davenport's No. 67 of 23 December 1871, Dec. 16, 1871; FO228/945 Inclosure No. 4 in Mr. Acting Consul Davenport's No. 67 of 23 December 1871, Dec. 16, 1871.

- 20) FO228/592 Enclosure 1 in Mr. Davenport's No. 54 of 11 June '77 to Mr. Fraser, 3 Nov. 1876; FO228/958 Shanghai Chinese No. 25 of 1877. この文書は事件から 5 年後に起こった Turner & Co. 事件に関する同封文書であり、総理衛門からの回答はそこに間接的に引用されているものから採った。総理衛門からの回答文書そのものを筆者はまだ見出していない。また、『曾文正公全集』にもこの回答文書らしきものは含まれていない。
- 21) FO228/514 Enclosure in Vice Consul Alabaster's Despatch No. 19 of 8th April 1872, 8 Apr. 1872.
- 22) FO228/592 Enclosure 1 in Mr. Davenport's No. 54 of 11 June '77 to Mr. Fraser, 3 Nov. 1876; FO228/958 Shanghai Chinese No. 25 of 1877.
- 23) FO228/592 Enclosure 2 in Mr. Davenport's No. 54 of 11 June '77 to Mr. Fraser, Dec. 5, 1876; FO228/958 Shanghai Chinese No. 26 of 1877. 芝罘協定第 III 部第 4 節の「内地」の定義に関する部分の英文テキストは以下の通り。“The Words, *nei ti* [内地], inland, ... regarding carriage of imports inland, and of native produce purchased inland, apply as much to places on the sea coast and river shores, as to places in the interior not open to foreign trade; the Chinese Government having the right to make arrangements for the prevention of abuse thereat.”
- 24) FO228/592 Enclosures Nos. 3 and 4 in Mr. Davenport's No. 54 of June '77, May 3, 18, 1877; FO228/958 Shanghai Chinese Nos. 27 and 28 of 1877.
- 25) FO228/592 Enclosure 5 in Mr. Davenport's No. 54 of May 1877 to Mr. Fraser; FO228/958 Shanghai Chinese No. 29 of 1877.
- 26) FO228/960 The Prince of Kung to Hugh Fraser Esq. No. 34, June 24, 1877.
- 27) ちなみに、中英天津条約第 28 条付属関税規則第 7 条の輸出子口半税に関する英文テキストは次の通り。“Produce purchased by a British subject in the interior will be inspected, and taken account of at the first barrier it passes on its way to the port of shipment. A memorandum showing the amount of the produce and the port at which it is to be shipped, will be deposited there by the person in charge of the produce; he will then receive a Certificate, which must be exhibited and *visé*d at every barrier on his way to the port of shipment. On the arrival of the produce at the barrier nearest the port, notice must be given to the Customs at the port, and the Transit Dues due thereon being paid, it will be passed. On exportation the produce will pay the Tariff Duty.” この条文に基づいて 1861 年に子口半税規則が定められ、長らく効力を發揮していた。中国側の主張はこれらに基づいている。
- 28) Turner & Co. が実際に中国人の子口半税特権利用に力を貸していたことを裏付ける証拠文書はイギリス外務省領事報告の中には含まれていない。
- 29) 註 23 参照。
- 30) FO228/959 Hugh Fraser to the Prince of Kung No. 39, June 26, 1877.
- 31) FO228/960 The Prince of Kung to Hugh Fraser Esq. No. 36, July 1, 1877. 恭親王の強硬姿勢の根拠は、同じ条項の末尾にある「中国政府は濫用の脅威を防ぐ手立てを企てる権利がある」という一節である。猶、芝罘協定第 III 部第 4 節の英文は註 23 を参照。
- 32) FO228/594 H. Fraser to A. Davenport No. 43, July 12, 1877.
- 33) FO228/594 Enclosure 1 in Mr. Davenport's No. 102 of the 18th of December 1877; FO228/958 Shanghai Chinese No. 45 of 1877.
- 34) FO228/594 Enclosure 1 in Mr. Davenport's No. 102 of the 18th of December 1877, Aug. 4, 1877 ;

- FO228/958 Shanghai Chinese No. 44 of 1877.
- 35) FO228/594 Enclosure 2 in Mr. Davenport's No. 102 of the 18th of December 1877, Aug. 27, 1877 ;
FO228/958 Shanghai Chinese No. 45 of 1877.
- 36) Ibid.
- 37) FO228/594 Enclosures Nos. 3 and 4 in Mr. Davenport's No. 102 of the 18th of December 1877, Sep.
27, 1877, Oct. 16, 1877 ; FO228/958 Shanghai Chinese Nos. 46 and 47 of 1877.
- 38) ここにいう「総理衙門の指示」とは、1877年8月当時鎮江道台だった沈敦蘭が作成した、三聯單の発行に関する10箇条の章程のことを指す。この章程は「鎮江章程」と呼ばれ、この時期の中英関係のみならず、中国とヨーロッパ列強との外交交渉に大きな影響を与えていた。これについては前掲拙著、pp. 46-53を参照。
- 39) 現実には在華外國商人が中国人代理人、つまり買Xを相手取って債務支払請求訴訟を起こしても回収は容易でなかった。この問題は1883年恐慌直後に顕在化し、辛亥革命期まで続くことになる。詳しくは拙稿“H.A. Giles v Huang Chengyi: Sino-British Conflict over the Mixed Court, 1884-85”*East Asian History*, Number 12 Dec. 1996 [printed in July 1998]; 同「辛亥革命期上海の中英債権債務処理紛争——一九一〇年『ゴム株式恐慌』後の民事訴訟事例分析—」(『東洋史研究』60-2、2001年9月)を参照。
- 40) FO228/594 Arthur Davenport to Hugh Fraser No. 102, Dec. 18, 1877.
- 41) FO228/594 Inclosure 5 in Mr. Davenport's No. 102 of 18th Dec. 1877, Dec. 8, 1877 FO228/958
Shanghai Chinese No. 48 of 1877.
- 42) 前掲拙著、pp. 48-53 参照。
- 43) 前掲拙著、pp. 57-91, 119-165 参照。